

感染症による出席停止について(通知)

お子さんは、次のとおり学校保健安全法により出席停止となる場合があります。出席停止の期間を経過した後に登校する場合は、医師の証明書(下記の「登校許可証」)を担任に提出してください。

(令和4年12月一部変更)

	病 名 等	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ベスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼 吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群(MERS) 特定鳥インフルエ ンザ 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症 新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (別紙「療養解除届(インフルエンザ用)」を保護者が記入して提出)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身症状が良好となるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎(はやり目) 急性出血性結膜炎 その他の感染症 (溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・流行性嘔吐下痢症 等)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

【備考】 (1)第3種の「その他の感染症」については、感染症の種類や学校における発生・流行の態様等によりしますので医師の指示に従ってください。

(2)出席停止の期間は、欠席にはなりません。

登校許可証

県立柏崎翔洋中等教育学校長 様

_____年_____組 氏名_____

- 1 病名 ()
- 2 診断年月日 令和 年 月 日
- 3 出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※上記の生徒は病気が治癒し、感染の恐れがなくなったため、登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関・医師氏名

印